

静岡県公立大学法人

令和3事業年度 年度計画

令和3年3月
(令和4年3月)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育課程と教育方法

ア 共通事項

(7) 静岡県立大学

<全学的に取り組む教養教育>

- ・全学共通科目運営部会において、全学共通科目の重要性・継続性と課題を共有し、教養教育における各学部の協力体制の充実に向けて検討を進める。
- ・授業評価アンケートと履修登録者の動向から、教養教育と外国語を取り入れた授業への学生のニーズを基に教務委員会に課題を諮るとともに、授業内容案内などのチラシの配布により世界の多様な文化への学生の理解が深まるよう啓発を進める。

(No.1)

<専門基礎教育・専門教育>

a 学士課程

[薬学部]

- ・薬科学科独自の専門性の高い教育を実践する。低学年次から学生の研究に対するモチベーション向上及び卒業研究の質的向上を図るため、2年次に研究室での研究を体験するラボ訪問・研究体験を継続実施する。(薬科学科)
- ・薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した講義・実習・演習を行い、より体系的な薬学専門教育を実践する。2年次のラボ訪問・研究体験を継続し、低学年次から学生の研究に対するモチベーションの向上及び卒業研究の質的向上を図る。(薬学科)

(No.2)

[食品栄養科学部]

- ・学部基礎科目の在り方を見直し、専門教育に必須となる科目のみを厳選し、学部共通基礎科目とする。基礎科目のうち発展的な内容の科目は各学科の専門教育の一環と位置付け、それに沿って専門教育を運用する。
- ・食品衛生管理者・食品衛生監視員養成について、2年次に配当されている科目の履修を進める。食品栄養科学科・栄養生命科学科の生化学実験の中の実習において、新たに内容を変更し対応する(栄養生命科学科、環境生命科学科)。
- ・3年次からの研究室配属を継続し、卒業研究の質的向上を図る。

(No.3)

[国際関係学部]

- ・新カリキュラムの3年目として、初年次教育、専門分野の基礎教育に続き、国際関係学科、国際言語文化学科それぞれにテーマ別の専門教育を実施する。

(No.4)

[経営情報学部]

- ・令和2年度に引き続き、令和元年度以降の入学生に対して、新カリキュラムにおける教育を実施する。観光マネジメント分野のゼミにおいては、オンライン調査の活用を推進するなど、安全と充実した教育の両立に注力する。

(No.5)

- ・令和2年度に引き続き、経営、総合政策、データサイエンス、観光の4メジャー制を軸とする新カリキュラムを学生に提供する。新カリキュラムにおける最初の学生が3年生とな

りゼミで研究を開始するため、学生が円滑にゼミで研究できるよう特に注意を払う。必要に応じて新カリキュラムの問題点と改善策について検討する。

(No.6)

[看護学部]

- ・完成年度である令和3年度における現行カリキュラムの評価を行う。令和4年4月からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に基づいた看護師・保健師養成課程の新カリキュラムを文部科学省に申請し認可を受ける。さらに、令和4年度から開始する保健師選抜制の新カリキュラム運用に向けた教育内容の検討を行う。

(No.7)

b 大学院課程

[薬食生命科学総合学府]

- ・静岡県の産業と福利の発展を支える研究領域に着目し、学際的に活躍できる人材育成のため、セミナー、講義、共同研究、国際学会への積極的な参加を通じて国内外の優れた研究及び研究者に接する機会を拡充する。(学府)
- ・高度な専門教育を実践する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬科学専攻)
- ・薬学的観点から臨床や医療を指向する特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、薬物療法研修会、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬学専攻)
- ・学際的な薬食研究を指向した特論、特別演習、特別研究、大学院特別講義、科学英語プログラムなどの充実を図る。(薬食生命科学専攻)
- ・栄養教諭、理科教諭専修免許状取得に関する認可を文部科学省より受け、カリキュラムの配置、講義の準備などを開始する。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン講義などが発展したことを受け、必要に応じオンライン講演会なども可能とし、大学院生が国内外の研究に触れる機会を作る。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)

(No.8)

[国際関係学研究科]

- ・令和2年4月から施行した Semester 制の効果を検証する。
- ・オンライン教育の本格的な導入に向けて整備を進める。
- ・グローバル化社会で活躍できる人材育成のための国際的教育・研究環境の現状と課題を引き続き検証する。

(No.9)

[経営情報イノベーション研究科]

- ・経営、公共政策、情報、観光の4分野が相互に連携し、「地(知)の拠点」として、高度な知見、研究成果を地域に還元し、地域の発展に積極的に貢献していくとともに、授業・演習内容等の充実を通じ今後の地域経済を担う人材育成に努める。

(No.10)

[看護学研究科]

- ・令和3年度より「特定行為に係る看護師の研修制度」を開始し、看護職者のリカレント教育に取り組む。
- ・令和2年度開始の博士後期課程カリキュラムを引き続き遂行する。
- ・令和4年4月からの保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に基づいた助産師養成課程の新カリキュラムを文部科学省に申請し、認可を受ける。さらに運用に向けた取組を行う。

(No.11)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

<一般教育>

- ・論理的思考能力涵養のために、言語運用能力、リテラシーに関する取組の成果を検証しつつ教育体系の見直しを行う。専任教員の退職により欠けた分野のマネジメントの実態を点検する。これらは、教員補充計画及び現在検討中の短期大学部将来構想とリンクさせて行う。

(No.12)

<専門基礎教育・専門教育>

- ・令和4年4月からのカリキュラム改正に関する認可を文部科学省より受け、改正カリキュラムの実施に向けた緻密な準備を行う。(歯科衛生学科)
- ・社会福祉士、保育士及び介護福祉士の養成教育において、福祉職としての倫理観や科学的思考力、判断力を培うため、静岡県社会福祉士会、静岡県介護福祉士会及び県内福祉施設等と連携して現場職員を講師として招き、実習指導などにおいて実践的な教育を実施する。(社会福祉学科)
- ・保育士及び幼稚園教諭の養成教育において、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、フィールドワークを生かした演習を実施する。カリキュラムの評価・検証については、作成した教職課程検討内部規程に沿って実施し、改善を図る。(こども学科)

(No.13)

(ウ) 国家試験等への対応

- ・第106回薬剤師国家試験(令和3年2月実施)の内容を精査し、教育内容の検証を行う。成績不良者の基礎学力を向上させるための補講を実施し、学生の学力レベルの底上げを図る。

<数値目標>

薬剤師国家試験

新卒者の合格率90%の維持

(薬学部薬学科)

(No.14)

- ・管理栄養士国家試験関連科目の講義の工夫をするとともに、模擬試験の実施など国家試験対策の一層の充実を図る。模擬試験の成績が低い学生に対しては、受験学習の計画書を作成させ、受験に対する意識の向上を図るとともに、計画書に沿った学習の実行に向けて個別指導を強化する。

<数値目標>

管理栄養士国家試験

新卒者の合格率100%の維持

(食品栄養科学部栄養生命科学科)

(No.15)

- ・看護師、保健師、助産師国家試験合格に向けて模擬試験を行い、成績が低迷する学生へ個別支援を行う。また、最新情報を含めた国家試験対策セミナー(補講)を行う。さらに、保健師国家試験対策として、学生が不得意とする科目の補講を行うとともに、保健師教育を担っている教員が、模擬試験結果の解説など個別支援を行う。

<数値目標>

看護師国家試験

新卒者の合格率100%の維持

保健師国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持

(看護学部看護学科)

助産師国家試験

新卒者の合格率 100%の維持
(看護学研究科)

(No.16)

- ・ 国家試験準備カリキュラムや国家試験模擬試験などの実施により、歯科衛生士国家試験対策の充実を図る。(短期大学部歯科衛生学科)
- ・ 模擬試験の結果を踏まえたきめ細かな指導などの実施により、介護福祉士国家試験の合格に向けた学習支援の充実を図る。(短期大学部社会福祉学科)

〈数値目標〉

歯科衛生士国家試験

新卒者の合格率 100%の維持
(短期大学部歯科衛生学科)

介護福祉士国家試験

新卒者の合格率全国平均以上の維持
(短期大学部社会福祉学科)

(No.17)

- ・ 開設3年度目となる高等学校教諭1種免許状(理科)取得のための教職課程において、新たに開設される「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」を開講するとともに、4年度目を実施される教育実習に向けての準備等を行う。これらを通じて、高い専門性と実践的指導力を併せ持った教員養成を引き続き行う。(食品栄養科学部食品生命科学科及び環境生命科学科)
- ・ 開設6年度目となる栄養教諭教職課程では、管理栄養士の高度な知識を持ち、実践的指導力や教諭としての強い自覚を持った栄養教諭養成を継続して行う。(食品栄養科学部栄養生命科学科)
- ・ 保育士を志望する学生が保育士資格を確実に取得できるよう、実習指導者とチューターが連携して指導力を高める。(短期大学部社会福祉学科)
- ・ 幼稚園教諭二種免許、保育士資格について、学修の充実を図ることができるよう、カリキュラムの確実な実施を継続する。新型コロナウイルス感染症の状況の変化に対しては、教員間の連携に基づく細やかな指導を持って対応していく。(短期大学部こども学科)

(No.18)

(エ) 成績評価

- ・ シラバスへの記載内容と記載方法についての検討を引き続き進めるとともに、「シラバス作成のためのガイドライン」の見直しを図る。
- ・ 学生の実質的な学びの内容をより向上させるために、今後のCAP制の内容について検討し、必要に応じて改善を図る。(国際関係学部、経営情報学部)

(No.19)

イ 特色ある教育の推進

- ・ しずおか学の履修状況を確認し、開講日時の調整及びニーズに応えた授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、ふじのくに学の円滑な履修及び科目提供を継続的に実施する。
- ・ 南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を本学学生が履修できる環境を維持する。

(No.20)

- ・ TOEIC L&R 団体受験を令和2年度に継続して実施する。
- ・ TOEIC Speaking Test を含むスピーキングテストの授業内外での更なる実施拡大の可能性を検討する。
- ・ 一部の英語科目について、海外の学生との交流を目的とした COIL 授業の導入を検討する。

- ・オンラインを含む短期海外英語研修プログラムの充実と並行して、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・コンケン大学看護学部（タイ国）との国際看護の交流、ポートランド州立大学（米国）、オレゴン健康科学大学（米国）、ドルノゴビ県医科大学（モンゴル）等とのCOIL授業を通じて、英語による看護教育を実施する。

(No.21)

- ・新カリキュラム開始後の2年間に実施した英語による課題解決型授業(PBL)の内容、効果、課題について検討し、改善する。(国際関係学部)

〈数値目標〉

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800点以上の学生が10%以上

730点以上の学生が15%以上

600点以上の学生が50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部2年次学生数/国際関係学部2年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

- ・複数の学部、研究科(院)で協力した全学共通科目の運営を継続する。
- ・学部間等で連携して他学部の授業の実施について、引き続き協力を行う。

(No.23)

ウ 多様な教育方法の拡充

(7) 静岡県立大学(学士課程)、静岡県立大学短期大学部

- ・学部の教育で初年次教育やアクティブ・ラーニングを取り入れた教育方法を引き続き実施する。
- ・各学部教務委員会は、初年次教育やアクティブ・ラーニングの実施状況の調査及び実施効果の検討を行う。
- ・全学教務委員会は、各学部教務委員会の調査・検討結果の集約・報告を行う。各学部は他学部の取組を参考としつつ、教育内容の拡充につなげる。
- ・学部教育で外部組織からの寄附講座や講師を起用した教育を取り入れ、教育内容の多様化、活発化を進める。
- ・静岡大学との単位互換について、大学間協力を推進する。
- ・学生の意欲的・主体的な学修のため、アクティブ・ラーニング等の多様な教育方法の導入・改善に向けた検討を引き続き実施する。(短期大学部)

(No.24)

【再掲】

- ・しずおか学の履修状況を確認し、開講日時の調整及びニーズに応えた授業内容の見直し等、継続的な改善を行う。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムと連携し、「ふじのくに学」の円滑な履修及び科目提供を継続的に実施する。
- ・南大阪地域大学コンソーシアム提供科目を本学学生が履修できる環境を維持する。

(No.20)

(イ) 静岡県立大学(大学院課程)

- ・「健康イノベーション教育プログラム」では、社会人受講生とともに、大学での学修及び生涯学習を連動させる。

- ・自然科学と人文科学両分野における静岡地域に関連する講義を開講し、履修を促す。
- ・他大学との単位互換を通じて多様な学習機会を提供する。
- ・静岡大学大学院、東海大学大学院との一層の大学間協力を推進し、単位互換科目に関する詳細内容を学生に伝える。
- ・各業界から登用する講師の活用、各業界へのインターンシップの拡充により、学生のキャリアパスを支援する。

(No.25)

(ウ) インターネット教育

- ・一部の全学共通科目や国際関係学部・看護学部の専門科目等において、インターネット遠隔教育を引き続き実施する。
- ・オンラインの活用により培ったノウハウを、授業をはじめ高校への教員派遣などの高大連携、高校訪問、リカレント教育などに活用する。

(No.26)

(2) 入学者受入れ

- ・オープンキャンパスや大学院入試説明会の状況、各種入試志願者数、受験産業の情報の推移を分析し、志願者数向上のための改善を図る。
- ・授業内容の更なる充実や学部ホームページのコンテンツ強化、高大連携を通じた優秀な高校生の受入れ等により県内外からの志願者を増やすことで、質の高い学生を確保し、人材育成に努める。(経営情報学部、経営情報イノベーション研究科)
- ・大学院説明会を開催し、他大学及び社会人、海外からの志願者の増加を図る。また、大学院募集要項の英語版を整備するとともに、志願者数向上及び社会人大学院生・外国人留学生を確保するために、積極的な広報活動を展開する。(薬学専攻、薬科学専攻、薬食生命科学専攻)
- ・引き続きオープンキャンパスを中心に入学者選抜方法、教育方法、長期履修制度などの広報活動を行い、入学者確保対策に取り組む。
- ・静岡県の試験研究機関を対象とした大学院説明会を開催し、社会人からの志願者の増加を図る。また、大学院ホームページの英語版を充実させ、留学生を含めた志願者数向上を目指した積極的な広報活動を展開する。(食品栄養科学専攻、環境科学専攻)
- ・入学定員数の在り方について検討する。(薬食生命科学総合学府、看護学研究科)
- ・定員充足を図るため、場所や時間を選ばないオンラインオープンキャンパスを実施する。また、入学者選抜の受験科目等の見直しを行う。(短期大学部)

〈数値目標〉

大学院入学定員充足率（大学院全体）

修士／博士前期課程 100%

博士／博士後期課程 100%

(No.27)

- ・オープンキャンパス、各種説明会、個別相談会、高校訪問、大学見学等の実施について、オンラインと対面式それぞれの利点を活かした内容及び実施方法を検討し、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、効果的で安全な実施を計画する。
- ・総合型選抜について、過去2回の実施結果を検証し、必要に応じて実施内容等の見直しを行う。(短期大学部)

(No.28)

- ・令和3年度に文部科学省から通知予定の「大学入学共通テスト実施大綱に係る通知」等を

踏まえ、令和6年度実施の大学入学者選抜の個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目等の検討を開始し、令和4年度に公表できるよう準備を進める。

- ・引き続き、高大接続改革の目的に沿った対応のため、入試種別間での募集人員の変更や、一般選抜における志願者提出書類及び試験実施方法の変更等の検討を行っていく。

(No.29)

(3) 教育の実施体制等

ア 教育の実施体制の整備

- ・全学教務委員会で、学部間及び短期大学部との協力状況を報告し、教員の相互協力を推進する。
- ・長期履修制度について、薬食生命科学総合学府及び経営情報イノベーション研究科で運用を開始し、課題を検証する。
- ・各学科・専攻の意向を踏まえながら、理事長等と協議を行い、将来構想の検討を更に進める。

(No.30)

- ・天井改修工事に合わせて照明機器のLED化を進める。
- ・利用者ニーズに合わせて、扉の改修やバリアフリートイレへのオストメイトの設置等ユニバーサル化を進める。
- ・設備の現状を把握し、設備更新計画を随時見直す。(短期大学部)

(No.31)

- ・全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・FD委員会のほか、全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

- ・全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の配備計画に基づき、パソコンやサーバシステム、ソフトウェア等を更新し、情報リテラシー教育のための環境整備を行う。
- ・情報ネットワークの使用状況について継続的に調査し、必要に応じて、ネットワーク関係機器の更新や情報コンセントの設置を行うなど、学内ネットワーク環境の改善を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、遠隔授業やウェブ会議等に必要なオンラインサービスの提供や機材の貸出しを行う。

(No.33)

イ 教育力の向上

- ・教育の内部質保証について、大学質保証委員会及び部局質保証委員会で自己点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に取り組む。
- ・教育等の内部質保証を実現するため、短期大学部質保証委員会における自己点検・評価を、全学での基準を確認しながら実施する。

(No.34)

- ・各学部、研究科のFD委員会で効果的な授業形態、学習指導方法等の開発・改善に取り組むためのプロジェクトを計画する。
- ・全学及び学部等のFD委員会において、部局間の情報交換・共有を図り、研究発表、交流、意見交換、教員相互の公開授業等の活動の推進を図る。
- ・メール送信やチラシ配布などによりFD研修への教員の積極的な参加を呼び掛けるととも

に、FD研修の参加率を把握し、その向上に取り組む。

〈数値目標〉

FD研修参加率（※）

75%以上（年度）

※年に1回以上FD研修に参加した教員数/全教員数

(No.35)

- ・学生による授業評価や教員相互授業評価を実施し、授業形態や授業方法の検討・拡充など、より質の高い教育への改善に取り組む。また、継続して新型コロナウイルス感染拡大防止対策が求められる場合は、遠隔講義実施時の問題点、特に適正な成績評価法に関する講習会を行う。
- ・カリキュラムや授業内容の検討、授業方法の改善を図る場を設けるなどFD活動を充実させる。
- ・オンライン開催も含めた高校訪問、ホームカミングデイの実施を検討し、教育に対する意見を収集する。
- ・大学院教育の質の向上を目指すために、大学院生との意見交換の機会を増やし、教育内容の改善に努めるとともに、その他の評価方法の導入の可能性を調査する。
- ・部局内の内部質保証委員会において、PDCAサイクルを機能させるための自己点検・評価の実施体制を整備し、教育の質の向上を図る。

(No.36)

(4) 学生への支援

- ・随時、学生の学修に関する相談や意見を聴き、クラブ・サークルの学生や留学生との意見交換会をオンライン等で定期的開催して学生のニーズを把握するとともに、学生の交流にも考慮した学習環境の改善に取り組む。
- ・学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知や奨学金の案内を学生が情報を得やすいよう周知し、募集要項や応募書類を学内システムを利用して送付することにより積極的に奨学金への応募を促す。また、各種財団や企業等へ訪問するなど、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・特定基金を利用した学生支援を実施する。
- ・学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして目安箱を継続設置し、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。(短期大学部)

(No.37)

- ・学生の心身の健康状態について、健康支援センターや他部局と守秘義務を遵守した情報共有を適時実施し、学生個々の到達目標に合わせた健康支援を行う。
- ・障害や慢性疾患のために修学に際して特別な配慮を希望する学生の相談に応じ、各学部・各部局と連携して必要な支援や合理的配慮の提供をコーディネートする。
- ・学生の心身の健康保持・増進に関するニーズに沿った健康支援のほか、健康講座や障害学生支援の理解を深めるための講演会を学内部局と連携を取りながら開催する。
- ・学生の傷病の応急処置・メンタルヘルスへの対応や感染予防対策を行う。また、ウィズコロナの学生生活における衛生指導、健康増進等に取り組む。
- ・学生の健康診断に対応し、要再検査・要受診者に対して生活指導・受診勧奨を行う。

(No.38)

【再掲】

- ・全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。

- ・ 座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・ FD 委員会のほか、全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

- ・ 留学生ガイダンス、カンパセーションパートナー制度、留学生交流会を実施するとともに、地域や他の機関との連携を図り、その内容を留学生に周知する。また、留学生と日本人学生が対話できる空間時間を作り、留学生支援を充実させる。さらに、卒業後の留学生ネットワークの構築を図るために、留学生用の Facebook を活用する。

(No.39)

- ・ 就活スケジュールの変動に対応できるよう、低学年から参加できるキャリア・就活講座の充実を図るとともに、観光マネジメント分野の進路先調査等、就職活動に関する情報の収集・提供を行う。
- ・ 卒業生との連携体制を整えるため、OB・OG との協力の機会を増やす。
- ・ 産業界（企業）と連携して、各業界について勉強する機会を学生に提供する。
- ・ 優良な県内企業を紹介する説明会を企画し、学生に県内企業の魅力を伝える取組を行う。
- ・ 地（知）の拠点として、地域志向研究プロジェクトに学生を主体的に参画させる取組を推進し、県内企業の魅力と課題分析の視点を醸成する。
- ・ 健康食イノベーション推進事業による人材育成の一環として、社会人の学び直しと学生のアクティブ・ラーニングを一体化した教育プログラムを開講する。

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 大学、大学院全体 100%

(No.40)

- ・ キャリア支援センターによる全学科を対象としたガイダンスやセミナー等を開催する。また、公務員受験希望者に対し、外部講師を招き公務員講座を開催する。(短期大学部)
- ・ 各チューター教員や外部講師と連携を図り、就職活動への支援を充実させる。また、WEB 面談への対応の充実化や進路に関するガイダンス動画を作成する。(短期大学部)

〈数値目標〉

就職率（全就職希望者数比） 短期大学部 100%

(No.41)

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の方向性及び成果の活用

ア 研究の方向性

(ア) 静岡県立大学

[薬学部・薬学研究院]

- ・ 生活習慣病・がん・感染症など重要性の高い疾病の病因・治療・予防及び診断に関する研究、並びに創薬及び育薬につながる研究を推進し、その研究成果を査読のある国際学術誌や国内外の学会で発表する。

(No.42)

[食品栄養科学部、食品栄養環境科学研究院]

- ・ 令和 2 年度に引き続き、「食品の安全性及び機能性」に関する研究、「食と健康」及び「環境と健康」に関する分子からヒト個体及び集団のレベルまでの研究を推進する。

(No.43)

[国際関係学部、国際関係学研究科]

- ・引き続き、現代韓国朝鮮研究センターと広域ヨーロッパ研究センターを中心とした国際関係の研究及びグローバル・スタディーズ研究センターを中心とした多文化共生を視野に入れた社会・文化・言語を中心とした研究の毎年度計画の提案、実施、検証を行う。

(No.44)

[経営情報学部、経営情報イノベーション研究科]

- ・経営、公共政策、情報、観光4分野において、文理融合や学際的な研究を活かした高度な知見、成果を、4センターの活動や社会人講座等の機会を捉え目に見える形で地域に還元していく。
- ・ツーリズム研究センターでは、賀茂地域を含む県東部・伊豆地域に活動を展開する。

(No.45)

[看護学部、看護学研究科]

- ・令和3年度より「特定行為に係る看護師の研修制度」を開始し、看護職者のリカレント教育に取り組むとともに、地域の看護実践家との研究活動の進め方について検討する。

(No.46)

[学際的研究、グローバル地域センター]

- ・より充実した「茶学」の教育を実施するため、茶を淹れるなど実践的な内容を盛り込む。
- ・「アジア・太平洋（政治・経済・社会）」部門において、令和2年度までの調査研究成果を踏まえ、寧波大学との学術交流、国際セミナー、フォーラムの開催等に取り組む。
- ・「危機管理」部門及び「地震予知」部門では、調査・研究を継続し、成果等の情報発信、広報（公開講座の開催等）に取り組む。
- ・地域産業の発展や新産業創出に貢献するため、ふじのくに発イノベーション推進機構を中核とし、大学組織として、静岡県や地域産業と連携しながら健康食イノベーション推進事業等の学際的研究事業に取り組む。（産学官連携推進本部）

(No.47)

(イ) 静岡県立大学短期大学部

- ・令和2年度に引き続き、静岡県歯科医師会との研究について、データ分析を進め、成果報告を行う。さらに、次の段階の研究を開始する。（歯科衛生学科）
- ・人々の生活の質の向上に向け、地域で起きている様々な問題について、保健・医療、福祉の連携の下、その支援の内容や方法を検討する。（社会福祉学科）
- ・引き続き、各教員の専門性を生かした研究を進め、保育・幼児教育分野における生活の質の向上へ貢献するとともに、幼児教育に関する共同研究を推進する。（こども学科）

(No.48)

イ 研究成果の活用・発信

- ・知的財産権の保護と活用を適切に進めるため、発明委員会を原則毎月開催する。
- ・学生及び教職員を対象とした知財教育講座を開催する。

(No.49)

- ・地域における中核的な学術研究推進拠点として、各種技術展への参加等を通じて研究成果を国内外に発信する。
- ・シーズ集を発行し、企業や関係機関に配布することで、研究シーズを積極的に情報発信する。
- ・ふじのくに発イノベーション推進機構として、健康食イノベーション推進事業の一環として構築した学術情報基盤を通じ、研究シーズ探索のための情報を発信する。
- ・教員著作図書の収集や機関リポジトリの整備等により、本学の研究成果の蓄積と発信を進める。

- ・第26回静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、健康・長寿に関する研究成果や学術情報の蓄積、地域社会への還元、情報発信を行う。
- ・公開講座やUSフォーラムにより、本学の研究成果や学術情報を公開する。

(No.50)

(2) 研究の実施体制等

- ・大学質保証委員会において、教育研究組織や教育研究等環境について、大学基準協会の点検・評価項目に対する取組状況を把握し、改善・向上にむけた取組を推進する。
- ・USフォーラムにおける発表を通じて研究水準の向上を図る。
- ・各教員から教員活動実績報告書の提出を受け、前年度の教育研究活動の状況を確認するとともに、教員活動評価学長表彰を行うことにより、教員の士気向上を図る。
- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施する。
- ・産学官連携活動をより一層推進するため、ふじのくに発イノベーション推進機構の体制を整備し、大学組織として、静岡県や地域産業との連携を深め、健康食イノベーション推進事業等の学際的研究事業に取り組む。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・各種公募に関する情報の学内への提供や企業や関係機関へのシーズ集配布を通じた研究シーズの情報発信などに取り組む。
- ・静岡県のフーズヘルスケア・オープンイノベーションプロジェクト、マリンオープンイノベーションプロジェクト等の中核連携機関として、産業界等とともに構成したプラットフォームを活用し、産学連携による社会貢献や研究公募等を積極的に行う。
- ・第26回静岡健康・長寿学術フォーラムを開催し、国内外の研究者とのネットワーク形成を推進する。

(No.52)

- ・先進的な研究を進めるために必要な機器の整備を図る。

(No.53)

【再掲】

- ・全学的な視点からの図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の受入れと学修支援のための館内環境整備を進める。
- ・座席数、開館時間、空調運転等、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備する。
- ・FD委員会のほか、全学的に関心の高いテーマに関連した資料を積極的に受け入れ、展示を行う。(短期大学部)

(No.32)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携

- ・静岡市地域共生センター「みなくる」や協定締結市町などの地域の関係機関と連携し、地域づくり、健康増進イベント、講演会等を開催することにより、全学的な地域貢献活動を発展的に継続する。

(No.54)

- ・静岡市をはじめとする県内自治体や静岡銀行等の金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・SDGs の考え方を積極的に学内外に情報発信し、地域社会と問題意識を共有するとともに連携を進める。
- ・中期計画全体と SDGs の対応関係を点検するとともに、各部局の SDGs 取組方針を定め、令和 4 年度の年度計画に反映させる。
- ・令和 2 年度に引き続き、ツーリズム研究センターを中心として、賀茂地域における観光業の調査研究や社会人講座の開催、高校との交流などの、地域貢献・人材育成事業を推進する。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・兼業規程の適正な運用の下、静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

- ・静岡市文教エリア等の発展に向けた相互連携協議会を、常葉大学及び静岡英和学院大学とともに開催する。
- ・ふじのくに地域・大学コンソーシアムが実施する県内高等教育機関等との連携事業に参加し、学術交流・連携、職員交流等を一層深める。
- ・高校生の学習意欲喚起や進路選択に資するとともに、学生が高校教育から大学教育へ円滑に移行できるよう本学教員による出張講義などを実施し、高校との連携を推進する。
- ・国際関係学部の授業「日本とアジア A」、「日本とアジア B」への高校生の参加を継続する。

(No.56)

(2) 教育研究資源の地域への還元

- ・公開講座を本学ウェブサイトへの掲載、ポスター掲示、リーフレット等を通じて広く県民に周知する。
- ・社会人聴講生の制度を本学ウェブサイト、静岡県広報誌等を通じて広く県民に周知し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、社会人聴講生の受入れについて検討する。
- ・令和 2 年度の社会人学習講座の開講状況の分析や令和 2 年度から開始したオンライン講座の質の向上に取り組むことにより、受講者がより満足でき、地域や社会のリカレント教育のニーズに応えることができる質の高い講座を提供する。
- ・図書館ではコロナ禍に配慮した「オープンライブラリー」を試行し、学外者が図書館施設を学習等に活用できるような環境を整える。
- ・観光分野を中心に、県内各地域との包括連携協定の下で、各市町、民間企業等と円滑なコミュニケーションに努め、「地域が抱える課題」を正確に把握し、研究活動をもとにソリューションを提供し、地域振興に貢献していく。(経営情報イノベーション研究科)
- ・薬草園の見学会の開催等により、広く県民に周知する。
- ・卒業生に対する資格取得のための講座やリカレント教育講座について継続して開催していく。(短期大学部)
- ・社会人専門講座として HPS 養成講座を開講する。(短期大学部)

〈数値目標〉

公開講座参加者数 延べ 1,800 人以上の維持 (年度)
社会人向け学習講座受講者の満足度 (※) 80%以上の維持 (年度)
※アンケート調査 (5段階評価) において、満足度を上位 2 段階のいずれかに回答した受講者の全受講者に占める割合

(No.57)

- ・「アジア・太平洋 (政治・経済・社会)」部門において、令和 2 年度までの調査研究成果を踏まえ、寧波大学との学術交流、国際セミナー、フォーラムの開催等に取り組む。
- ・「危機管理」部門及び「地震予知」部門では、調査・研究を継続し、成果等の情報発信、広報 (公開講座の開催等) に取り組む。

(No.58)

【再掲】

- ・静岡市地域共生センター「みなくる」や協定締結市町などの地域の関係機関と連携し、地域づくり、健康増進イベント、講演会等を開催することにより、全学的な地域貢献活動を発展的に継続する。

(No.54)

【再掲】

- ・静岡市をはじめとする県内自治体や静岡銀行等の金融機関との連携協定に基づいた活動を推進する。
- ・SDGs の考え方を積極的に学内外に情報発信し、地域社会と問題意識を共有するとともに連携を進める。
- ・中期計画全体と SDGs の対応関係を点検するとともに、各部局の SDGs 取組方針を定め、令和 4 年度の年度計画に反映させる。
- ・令和 2 年度に引き続き、ツーリズム研究センターを中心として、賀茂地域における観光業の調査研究や社会人講座の開催、高校との交流などの、地域貢献・人材育成事業を推進する。
- ・静岡県環境衛生科学研究所や静岡県立総合病院等と、協定に基づき研究者の受入れ及び大学院生の派遣を実施する。
- ・「ふじのくに防災士養成講座」など、防災に関する講座を静岡県等と連携して開催する。
- ・兼業規程の適正な運用の下、静岡県の各種審議会・委員会等への本学教員の積極的な参画を支援する。
- ・公開講座や出前講座などを活用し、地域のつながりや多文化共生等を広めていく。(短期大学部)

(No.55)

(3) 地域社会への学生の参画

- ・地 (知) の拠点事業を継続的に推進し、学生の地域社会への参画を促進する。
- ・おおぞら基金を通じて、地域活動への支援を行う。
- ・地域活動を含む社会貢献活動への学生の取組を支援するためのコミュニティフェロー制度及び地域住民の本学への教育的貢献を促すための社会人フェロー制度等を適切に運用するため、大学ホームページを積極的に活用する。
- ・「ボランティア等」に関連する学生のクラブ活動に対して、情報提供や学生会からの活動費の補助など、その取組を引き続き支援する。(短期大学部)

(No.59)

【再掲】

- ・ 随時、学生の学修に関する相談や意見を聴き、クラブ・サークルの学生や留学生との意見交換会をオンライン等で定期的を開催して学生のニーズを把握するとともに、学生の交流にも考慮した学習環境の改善に取り組む。
- ・ 学生への奨学金制度の案内の充実を図るとともに、学部・研究科への通知や奨学金の案内を学生が情報を得やすいよう周知し、募集要項や応募書類を学内システムを利用して送付することにより積極的に奨学金への応募を促す。また、各種財団や企業等へ訪問するなど、奨学金確保に向けて取り組む。
- ・ 特定基金を利用した学生支援を実施する。
- ・ 学生の意見・提案を収集する窓口の一つとして目安箱を継続設置し、必要に応じて学生の修学環境の整備・改善を行う。(短期大学部)

(No.37)

(4) 地域貢献の推進体制整備

- ・ 地（知）の拠点として構築した地域志向研究について、各自治体との連絡調整を行い、支援体制を更に充実させる。
- ・ 地域を意識した情報発信や展示等の受入れにより、教職員の地域貢献に対する意識を向上させる。(短期大学部)

(No.60)

- ・ 薬草園において、経年劣化した施設を修繕し、持続的に利用しやすいよう整備する。

(No.61)

4 グローバル化に関する目標を達成するための措置

(1) グローバル人材の育成

- ・ 留学生の確保・育成に関する取組方針について検討するための情報収集を継続する。
- ・ 対面及びオンラインでの留学生向けオープンキャンパスや国内外の日本語学校訪問等を通じて、留学生確保に取り組む。
- ・ 国際的なインターネット遠隔教育及び遠隔学生交流を実施する。
- ・ 留学生の満足度を測るアンケートを実施する。
- ・ 海外留学セミナーを開催し、在学中の留学計画作成を支援する。
- ・ 海外渡航が難しい状況が続くことが予想されるため、留学へのモチベーションを維持するための国際交流行事を実施する。
- ・ 交換留学等体験学生による報告会「交換留学フェア」を継続し、留学に関する情報提供及び意識醸成並びに交流の促進を図る。
- ・ 語学留学説明会を複数回実施し、留学促進を図る。
- ・ 言語コミュニケーション研究センターと国際交流室が連携して、よりきめ細かに留学に関する個別相談に応じる。
- ・ 県立中央図書館跡地利用について情報収集を進める。
- ・ 空室のある教職員住宅を改修し国際学生寮としてリモデルする。
- ・ 東南アジアにおける日本留学フェアや日中大学フェア&フォーラムに参加するなど本学に関する情報を世界に向けて発信するとともに、世界主要国の主要大学等を中心に、人脈形成及び関係構築を図る。

〈数値目標〉

留学生への満足度アンケート (※)

70%以上の維持 (年度)

※留学生へのアンケート調査 (5段階評価) において、本学への留学に対する満足度を上

位 2 段階のいずれかに回答した留学生の全留学生に占める割合
海外派遣参加学生人数（交換留学生・語学留学生）

第 2 期中期計画期間の年度平均人数以上の維持（年度）
(No.62)

- ・オンラインでの英語研修に参加可能となるよう、海外協定校と調整する。
- ・令和 2 年度から開始した、海外留学オンラインカウンセリング制度を継続する。
- ・交換留学生に対し、遠隔授業を受けるためのインターネット環境整備支援を行う。
- ・選択英語科目を中心に、COIL 活動を促進する。
- ・言語コミュニケーション研究センターと国際交流室が連携して、よりきめ細やかに留学に関する個別相談に応じる。
- ・オンラインも含め、双方向性・多様性があり、かつ一貫性のある新たなプログラムの構築を検討する。
- ・海外で開催される国際学会に参加し、発表する大学院生に対する支援を行う。
- ・私費外国人留学生に対して奨学金制度を継続することで、経済支援の充実を図り、学業・研究業績の向上と国際交流を推進する。

(No.63)

【再掲】

- ・TOEIC L&R 団体受験を令和 2 年度に継続して実施する。
- ・TOEIC Speaking Test を含むスピーキングテストの授業内外での更なる実施拡大の可能性を検討する。
- ・一部の英語科目について、海外の学生との交流を目的とした COIL 授業の導入を検討する。
- ・オンラインを含む短期海外英語研修プログラムの充実と並行して、中・長期海外留学を実現できる英語力の養成に取り組む。
- ・コンケン大学看護学部（タイ国）との国際看護の交流、ポートランド州立大学（米国）、オレゴン健康科学大学（米国）、ドルノゴビ県医科大学（モンゴル）等との COIL 授業を通じて、英語による看護教育を実施する。

(No.21)

【再掲】

- ・新カリキュラム開始後の 2 年間に実施した英語による課題解決型授業 (PBL) の内容、効果、課題について検討し、改善する。(国際関係学部)

(数値目標)

TOEIC L&R IP テスト目標スコアを達成した学生の割合 (※)

800 点以上の学生が 10%以上

730 点以上の学生が 15%以上

600 点以上の学生が 50%以上

※目標スコアを達成した国際関係学部 2 年次学生数/国際関係学部 2 年次全学生数(休学者を除く。)

(No.22)

【再掲】

- ・一部の全学共通科目や国際関係学部・看護学部の専門科目等において、インターネット遠隔教育を引き続き実施する。
- ・オンライン授業で培ったノウハウを、必要に応じてオンライン授業、高大連携、高校訪問、リカレント教育などに活用する。

(No.26)

(2) 教育研究活動のグローバルな展開

- ・海外協定校との交流事業に対する予算支援を継続する。海外協定校との教員交換を促進し、情報交換や特別講義等を通じて、教員及び学生双方の教育・研究の充実を図る。特に緊密な関係を有する協定校については、教員・学生の交換等の交流を積極的に推進する。渡航が難しい場合はオンラインでの実施も検討する。
- ・海外協定校との協定更新により継続的な交流を図る。また、将来的な交換留学の実施も念頭に置き、グローバル化基本方針に基づき、新たな交流先を開拓する。
- ・大邱保健大学との大学間交流をオンラインも活用し、継続して行う。

(No.64)

- ・教員に対する海外への学外研修旅費制度を継続し、海外における教育・研究活動を支援する。
- ・学術文化研究機関等との連携を継続し、国際学会、講演会等の企画・開催を積極的に推進する。
- ・海外からの研究者等の滞在に関する支援において、引き続き利便性の向上を図る。
- ・国や地方公共団体等が主催する海外訪問団・研修団・視察団などの募集情報を学生ポータルサイト等で周知し、学生の積極的な応募を支援する。
- ・海外からの研究者に対して茶の教育・共同研究を行う。

〈数値目標〉

国際的なシンポジウム等への海外研究者等参加者数

75人以上の維持(年度)

(No.65)

【再掲】

- ・一部の全学共通科目や国際関係学部・看護学部の専門科目等において、インターネット遠隔教育を引き続き実施する。
- ・オンライン授業で培ったノウハウを、必要に応じてオンライン授業、高大連携、高校訪問、リカレント教育などに活用する。

(No.26)

(3) グローバル化の推進体制整備

- ・平成 29 年度に策定した国際交流の効果的な推進及び教育研究のグローバル化に向けた全学的取組方針に基づき、具体的な実行計画を策定するとともに、実行計画を推進するための体制強化を図る。

(No.66)

II 法人の経営に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的かつ効率的な組織・業務運営

- ・法人の意思決定を戦略的かつ円滑に行うため、定期的に役員会を開催する。
- ・理事長と学長の一体化を契機に、より戦略的かつ機動的な大学経営を図るため、事務局組織の改編を検討する。
- ・他大学の各種データを収集・比較・分析することで本学の特徴を把握し、大学運営に活用する。

(No.67)

- ・他大学との連携・協働に引き続き取り組む。また、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおける情報交換を通じて、連携策の情報収集や検討を進める。
- ・理事長と各学部長・研究科長を始めとした各部局長との意見交換を継続し、その議論を踏まえ必要な検討を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による、今後の大学の教育研究活動の在り方について検討する。

(No.68)

- ・令和2年度に試行した法人固有事務職員の異動の時期を検証し、異動時期や配置において効率的な事務局運営を行う。
- ・大学運営会議において、感染症対策に関する情報等を共有し、引き続き教職員間の連携に取り組む。
- ・システムの利便性の向上及び決算事務に向けた効率化のため、新財務システムのカスタマイズの検討を継続する。

(No.69)

(2) 人事運営と人材育成

ア 人事制度の運用と改善

- ・引き続き、教員評価結果の処遇への反映（表彰制度、サバティカル研修）の検証を行うとともに、任用制度や人事制度等の問題点の把握に努め、教員人事委員会制度の適切な運用を図る。
- ・令和2年度までの採用実績等を踏まえ、法人固有事務職員の採用を計画的に進めるとともに、法人の健全な経営を担うマネジメント力のある人材を確保し、育成していくために、人材育成計画策定の検討を行う。

(No.70)

イ 職員の能力開発

- ・学内研修及びOJT等により、事務職員の意識を醸成するとともに、大学運営に必要な知識・技能の習得を図る。
- ・法人固有事務職員については、外部研修を活用し、大学事務に精通した職員の育成を行うとともに、他大学職員との連携を図る。
- ・併せて、能力開発に必要となる研修を適切な時期・内容で実施できるよう研修計画の策定を検討する。
- ・公立大学法人協会、全国公立短期大学協会等を通じ、他大学の研修実施状況に関する情報を収集する。

(No.71)

(3) コンプライアンスの強化

- ・FD講習会やSD講習会、学外の研究会等の様々な機会を活用し、教職員に対し引き続きコンプライアンス意識（個人情報の管理及び情報漏えいリスク管理を含む。）の向上及び徹底を図る。
- ・補助金等会計の適正な執行のため、会計の諸規定の確認を徹底するとともに、執行状況を的確に把握する。

(No.72)

- ・過去に行った監事や会計監査人の監査等の結果を踏まえ、内部監査の項目、実施方法等を検討し、より効果的な監査を行う。

(No.73)

2 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 自己収入等の確保

- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施する。
- ・静岡県から採択を受けた、健康食産業振興事業を引き続き着実に推進する。
- ・おぞら基金への寄附拡大のため、本学広報誌の配布時に案内をするなど、寄附者への周知を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により困窮した学生への支援をホームページ等により引き続き広報する。
- ・大学施設について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、地域での利用や、各種試験、学会、研究会等での利用を促進する。

(No.74)

【再掲】

- ・質保証委員会において、教育研究組織や教育研究等環境について、大学基準協会の点検・評価項目に対する取組状況を把握し、改善・向上にむけた取組を推進する。
- ・US フォーラムにおける発表を通じて研究水準の向上を図る。
- ・各教員から教員活動実績報告書の提出を受け、前年度の教育研究活動の状況を確認するとともに、教員活動評価学長表彰を行うことにより、教員の士気向上を図る。
- ・科学研究費補助金を獲得するための申請方法の説明会を実施する。
- ・産学官連携活動をより一層推進するため、ふじのくに発イノベーション推進機構の体制を整備し、大学組織として、静岡県や地域産業との連携を深め、健康食イノベーション推進事業等の学際的研究事業に取り組む。

〈数値目標〉

外部資金

- ・獲得金額 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える金額の維持
- ・獲得件数 第1期及び第2期計画期間の年度平均を超える件数の維持

(No.51)

- ・年度の資金運用方針に基づき情報収集に努め、引き続き資金の安全かつ効率的な運用を図る。

(No.75)

(2) 予算の効率的かつ適正な執行

- ・既存事業の見直しや再構築、重点化に加え、事務の効率化を図り、教育・研究活動の向上につながる事業に対して、財務諸表等の分析結果も考慮し、計画的、戦略的に予算配分を行う。
- ・予算執行状況の把握に努め、特に業務内容の見直しによる時間外勤務の削減を図るほか、光熱水費や事務的経費の節約を引き続き実施する。

〈数値目標〉

管理的経費の削減率 (※)

前年度決算比で1%の削減(年度)

(前年度管理的経費－当年度管理的経費) / 前年度管理的経費

※管理的経費…財務諸表における一般管理費のうち、租税公課や減価償却費、修繕費等の

義務的な経費は除く。

(No.76)

3 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ・大・中規模修繕計画に基づき、消防設備更新、エレベータ設備改修、空調換気設備改修等を行う。
- ・衛生環境の改善を図るため、トイレの床の乾式化等の改修を行う。
- ・大学運営に支障をきたさないよう、定期点検を着実に実施する。

(No.77)

III 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教育の内部質保証について、大学質保証委員会及び部局質保証委員会で自己点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に取り組む。
- ・短期大学部では、法人・県大の質保証委員会設置状況を見据えながら、連携した取り組みができるよう質保証委員会の見直しを行う。
- ・静岡県公立大学法人評価委員会による評価を受審するとともに、令和2事業年度の業務実績に関する評価結果を踏まえた業務改善に、各項目記載のとおり取り組む。

(No.78)

2 情報公開・広報の充実に関する目標を達成するための措置

- ・教職員を対象に、引き続き情報公開・個人情報の保護に関する周知を行い、情報の適正な取扱いを図る。
- ・教育研究活動や地域貢献活動に関する情報などを機関誌や大学ホームページ、公式 SNS を活用し積極的に発信する。
- ・進学情報サイトの内容充実を図り、教育研究活動や地域貢献活動に関する情報などを動画も活用しながら積極的に発信する。また、教職員の広報意識を高めるため、広報研修会を実施する。

(No.79)

IV その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・学生・教職員の健康診断を実施するとともに、健康診断結果に基づく事後措置（二次健診の受診勧奨、保健指導等）を徹底する。
- ・学内における感染症対策のため、引き続き、感染症管理対策委員会において感染症予防対策を強化する。
- ・作業環境測定等の外部専門家による評価結果に基づき、安全設備の整備を行う。
- ・安全衛生講習会の実施や、危険有害因子を含む実験等を日常的に行う学生・教職員に「安全実験マニュアル」を周知するなど、学内の安全衛生に対する意識を高める。
- ・薬品管理システムへの登録方法や化学物質の取扱方法の講習会を開催し、その重要性を周知する。

(No.80)

- ・自衛消防訓練の実施のほか、全学防災訓練（県立大学・短期大学部）を実施し、災害等に備えるとともに、防災体制の有効性を確認する。

- ・防災マニュアルの見直しを行うとともに、学生・教職員に周知し、防災に対する意識の向上を図る。
- ・事業継続計画の新型コロナウイルス感染対策に関する見直しを行うとともに、教職員への周知を図る。
- ・防災管理点検結果に基づき、学内施設設備の安全対策を実施する。
- ・関係機関との連携や、大学周辺のアパート等管理者との連絡会開催を通じて、学生が安心して安全な生活を送ることができる環境づくりを推進する。

(No.81)

2 社会的責任に関する目標を達成するための措置

- ・学外相談員や各部局に配置する教職員の相談員等によるハラスメントに関する相談窓口体制を引き続き確保するとともに、学生に対するリーフレットの配布やハラスメント相談窓口の周知、ニュースレターの発行等により、ハラスメントの防止・救済対策の充実を図る。
- ・教職員採用時のハラスメント研修を実施するとともに、教職員を対象に実施する部局ごとのハラスメント研修会の広報を強化し、欠席者に対しては当日の研修内容を録画した DVD を視聴させるなど、引き続き全教職員にハラスメント根絶のための意識を徹底させる。
- ・より相談しやすい体制の確保、専門的知見の導入の観点から、ハラスメント相談や発生事案の検証における外部資源の活用の方策について検討する。

(No.82)

- ・ジェンダー・マイノリティに関する全学共通科目を継続実施する。
- ・セクシュアル・マイノリティに関する啓発についての他大学の取組事例等の情報を収集する。
- ・ワーク・ライフ・バランス実現の推進に向けて多目的保育支援施設の活用や学生シッター育成等に関する他大学等の事例情報を収集する。
- ・教職員に対し、働き方改革への対応や育児・介護休業等の取得のための周知を行い、ワーク・ライフ・バランスの取組を更に推進する。

(No.83)

- ・環境負荷低減を図るため、教職員、学生等への消灯奨励、冷暖房の節減、リサイクルの推進等を行う。
- ・機器更新に合わせて省エネ性能の高い機器を導入する。

(No.84)

V その他の記載事項

1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 13億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

5 県の規則で定める業務運営計画

(1) 施設及び設備に関する計画

施設・設備等の内容	予算額（百万円）	財源
大規模施設改修	239	施設整備費等補助金
大型備品更新	100	
衛生環境改善事業	104	
国際学生寮整備	45	国際学生寮整備事業費補助金

(2) 人事に関する計画

- ・教員は、全学機関である教員人事委員会の選考を通じて公平性・透明性を確保の上、広く優秀な人材を採用する。事務局職員については、大学事務の専門性に配慮して法人固有職員を採用する。
- ・教員及び事務職員のファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントを実施する。
- ・新たな教育研究活動の展開に係るものを別にして、期首の定数を上限に、教員及び事務職員の定数を適正管理する。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

(4) 積立金の使途

積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

(別紙)
予 算

令和3年度予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	4,666
施設整備費補助金	459
自己収入	2,076
授業料収入及び入学金検定料収入	2,015
雑収入	61
受託研究等収入及び寄附金収入等	785
長期借入金収入	0
目的積立金取崩収入	149
計	8,135
支出	
業務費	6,891
教育研究経費	5,163
一般管理費	1,728
施設整備費	459
受託研究等経費及び寄附金事業費等	785
長期借入金償還金	0
計	8,135

収支計画

令和3年度収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,615
經常費用	7,615
業務費	6,618
教育研究経費	1,721
受託研究等経費	662
人件費	4,235
一般管理費	829
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	168
臨時損失	0
収入の部	7,615
經常利益	7,615
運営費交付金	4,666
授業料収益	1,717
入学金収益	174
検定料等収益	56
受託研究等収益	662
寄附金収益	111
補助金収益	0
財務収益	0
雑益	61
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返物品受贈額戻入	28
資産見返寄附金戻入	54
臨時利益	0
固定資産売却益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

令和3年度資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	9,050
業務活動による支出	7,596
投資活動による支出	539
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	915
資金収入	9,050
業務活動による収入	7,527
運営費交付金による収入	4,666
授業料及び入学金検定料による収入	2,015
受託研究等収入	662
寄附金収入	123
補助金収入	0
その他の収入	61
投資活動による収入	459
施設費による収入	459
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,064